

(案)

ふじみ野市協働のまちづくり推進指針

—みんなで創るふじみ野—



ふじみ野市

目 次

1 策定に当たって	
(1) 策定の背景	1 p
(2) 指針の趣旨	1 p
2 協働のまちづくりの現状と課題	
(1) 市の現状と課題	2 p
(2) 市民の現状と課題	2 p
3 協働のまちづくりの基本的な考え方	
(1) 協働の意義	4 p
(2) 協働の基本原則	4 p
(3) 協働の主体と特性	6 p
(4) 協働の活動領域と形態	7 p
4 協働のまちづくりの推進に向けた今後の方針	
(1) 意識啓発と相互理解の推進	8 p
(2) 情報の共有化の推進	8 p
(3) 協働の主体との連携・強化	9 p
(4) 協働の推進体制の整備	9 p
資料編	
ふじみ野市自治基本条例	11 p



ふじみ野市PR大使『ふじみん』

1 策定に当たって

(1) 策定の背景

平成17年10月にふじみ野市が誕生して10年あまりの月日が経過しました。

本市はこれまで市民と市との協働によるまちづくりを進め、平成26年には「ふじみ野市自治基本条例」を制定し、これからのまちづくり(自治)の理念や基本原則などを定めました。

市誕生以後、継続して人口の増加が見られ、特に若い世代の市民が本市を新たな生活基盤の場として選択し移り住み、また、NPO法人や市民活動団体などの地域活動の高まりが見えるなど、まちとしての活気が生まれ、成熟した11万人規模のまちの様相を呈しています。

しかし、一方では、社会情勢としての少子・高齢化は本市においても確実に進行しており、地域社会の課題は、福祉、教育、環境、防災、防犯など幅広い分野で存在しています。多種多様化する地域課題の解決や拡大する公共(地域)ニーズに対して、市が全てに対応することは難しい状況にあります。

さらに、人口の都市集中や生活様式および生活意識の都市化、家族制度の変革などにより、市民の地域社会に対する関心の希薄化が指摘されています。また、今後長期人口シミュレーションでは、平成42年から人口減少が見込まれています。

今後、厳しい財政状況の中で持続可能な市政運営を行うには、地域課題の解決に向けて市民と市が一体となって共に汗を流し、地域を創る「協働のまちづくり」を進めていくことが必要になってきています。

※市民活動＝市民の自主的・自発的で、営利を目的とせず社会に貢献する活動

(2) 指針の趣旨

本指針は、このような社会的な背景を踏まえるとともに、ふじみ野市自治基本条例で定めた自治の理念及び基本原則などの趣旨を受けて、今後のまちづくりの基本となる「協働」の基本的な考え方と推進に向けた方針を定めるものです。

なお、本指針は、今後の施策の推進や社会情勢の変化に合わせて、適宜見直しを行っていきます。



2 協働のまちづくりの現状と課題

(1) 市の現状と課題

本市は、これまでも市民との協働のまちづくりにあたり、行政計画の策定における審議会の委員の選考の際に、公募委員やまちづくり人材登録制度に登録された市民を積極的に登用するとともに、会議の開催については行政情報の公開を積極的に行い、市民との情報の共有化を推進してきました。

また、「パブリックコメント制度」や「市政への提案制度」などを通じて、直接市民の声を市政に生かし、きめ細やかに市政を進めるための制度を整備してきました。

さらに、市民と市が共にまちづくりを進めるにあたり、市長が市内の自治組織(町会・自治会・町内会)単位ごとに市民の声を直接聴く「タウンミーティング」を開催し、市民との対話を重ねてきました。

そして、「上福岡七夕まつり」や「おおい祭り」など、市民との協働事業を積極的に推進するとともに、自治組織や市民活動団体など市民の自主的な活動を支援する窓口として、平成24年度に協働推進課を設置し、近隣大学等との包括連携協定の締結や市民活動支援センター、コミュニティ施設等の充実を図ってきました。

平成25年度には、市民自らが地域の課題やまちづくりについて考え政策形成に関わる、「オールふじみ野未来政策会議」がスタートし、平成28年度には、地域活動のための市民一人ひとりの学びを支援する「市民大学ふじみ野」を開設するなど、地域の担い手づくりを推進しています。

これ以外にも、各公共施設を通じて常時市民活動団体等を紹介するなど、市民の地域参加、社会参加するきっかけづくりを行っています。市内企業や事業所とは、災害発生時に備え、物資や設備提供等の協力に関する災害協定を締結するなど、民間企業とも連携を図っています。

しかしながら、市民が地域で安心して暮らすためには、防災・防犯活動や地域支え合い運動など、地域の絆を深めるさまざまな活動の更なる展開が求められており、多種多様化し、拡大する公共(地域)ニーズに対応するため、自治組織やNPO法人、市民活動団体、民間企業など幅広い協働の担い手との連携協力を強化していくことが必要になっています。

また、協働のまちづくりを進める上で、市民と市が共に進むべき方向性についての共通理解を図り、実践力を高めていくため、市職員には積極的に地域活動に関わることを奨励していますが、今後さらに意識改革や能力の向上を図っていく必要があります。

そして、協働のきっかけをつくるためには、これら担い手の活動や協働に関する情報を、広く効果的に発信し、市民が様々な手段でその情報を入手できる環境を整えることも重要な課題となっています。

(2) 市民の現状と課題

現在、市内では57団体の自治組織が、活発に地域活動を行い、地域のコミュニティ推進や住みよいまちづくりに尽力していますが、少子・高齢化や一人暮らしの高齢者世帯の増加などの影響で加入世帯が年々減少しており、後継者の育成や加入促進への対応が急務となっています。

一方で、福祉、教育、文化・スポーツ、環境、防災、防犯など幅広い分野で様々な団体が活動しています。平成28年度はNPO法人が22団体、市民活動支援センターには107団体の市民活動団体が登録しており、年々新たな団体が誕生するなど活動の輪を広げています。

しかし、平成28年12月に実施した、ふじみ野市地域福祉計画策定のための市民意識調査では、地域活動、ボランティア活動に継続的に取り組んでいるのは9%台で、たまに取り組んでいる人も合わせると約17%の市民が何らかの活動を行ってはいますが、大半の市民は地域の活動に参加していないという結果が出ています。

活動していない主な理由としては、「参加する機会や時間がない」という回答が多く、次いで「参加方法が分からない」となっており、興味・関心のあることや参加する機会があれば活動への参加を期待できる層は広がっていくものと考えられます。

特に、本市では、近年核家族化が進み、若年層や高齢者の単身世帯が増え、外国籍市民の数も年々増加するなど、市民の暮らし方の多様化が進んでいます。

そのため、市民が身近なところから参加しやすい環境づくりを進めていくことが必要と考えます。



3 協働のまちづくりの基本的な考え方

協働のまちづくりを適切に推進するにあたり、次に示す「協働」に関する基本的な考え方について共通認識を図り、相互の役割について尊重を図っていきます。

(1) 協働の意義

協働とは、市民、NPO、自治組織、企業、市など立場の異なる組織や人同士が、対等な関係のもと、同じ目的や目標のために連携・協力して働き、相乗効果を上げようとする取り組みのことです。

協働により、お互いの特性を理解し、十分に認め合い、また地域課題の合意形成を図りながら解決していくことで、地域での連帯感が向上し、今まで以上に地域または市全体の活性化に繋がっていきます。

(2) 協働の基本原則

協働のまちづくりを推進するために、次に掲げる協働の原則を担い手の共通認識とします。

対等 —対等の立場に立つこと—

- ・協働で課題を解決するためには、双方が対等の関係であることが重要となります。上下ではなく横の関係にあることをお互いに常に認識し、各々の自由な意思に基づき協働することが第一歩となります。

自主性尊重 —市民(市民活動)が自主的に行うことを尊重すること—

- ・協働にあたっては、公共的課題に対して弾力的に対応できる等、市民活動のもつ長所を十分生かすことが大切であり、市民(市民活動)の自主性を尊重することが重要な視点となります。

自立化 —市民(市民活動)が自立化する方向で協働を進めること—

- ・公共的課題を協働して解決するパートナーにふさわしく、自立して独自の事業を展開できる市民活動団体が数多く育っていくことが、今後の地域社会にとって重要です。依存や癒着関係に陥ることなく、双方が常に自立した存在として進められてこそ協働は意義のあるものとなります。

相互理解 —それぞれの長所、短所や立場を理解しあうこと—

- ・相手の本質を十分理解し、尊重することは、よりよい協働関係構築のために重要なことです。長所や短所も含めてお互いをよく理解してこそ、それぞれの役割を確実に果たすことができます。

目的共有 —その活動の全体又は一部について目的を共有すること—

- ・協働による公共的課題の解決のためには、まず、協働の目的が何であるかをお互いが共通に理解し共有することが大切です。

公開 —お互いの関係が公開されていること—

- ・協働関係を結ぶ両者の関係が、外からよく見える、開かれた状態であることが必要です。そのため両者についての基本的事項が情報公開されているとともに、一定の要件を満たせば誰もがその関係に参入できることが、公共的課題解決に関する協働には欠かせない条件です。

相互評価 —課題や改善点について話し合うこと—

- ・協働の成果や効果を次に繋げ発展させていくためには、事業の経緯や結果について適宜見直しを行い、より良い協働のあり方を構築していくことが大切です。

※参考

「共同」・・・
同じ場所や境遇で、一緒に物事を行うこと。

「協同」・・・
互いに力を合わせて物事を行うこと。

「協働」・・・
対等な立場で、同じ目的に向かい
それぞれの得意分野で働くこと



(3) 協働の主体と特性

協働を適切に推進していくために、お互いの特性を知り、それぞれの特性を十分に生かして進めていくことが大切です。

おおまかに分類すると次のように分けることができ、それぞれの主体だけでの個別の取組よりも協働することによる相乗効果が期待できます。

【協働の主体と特性】

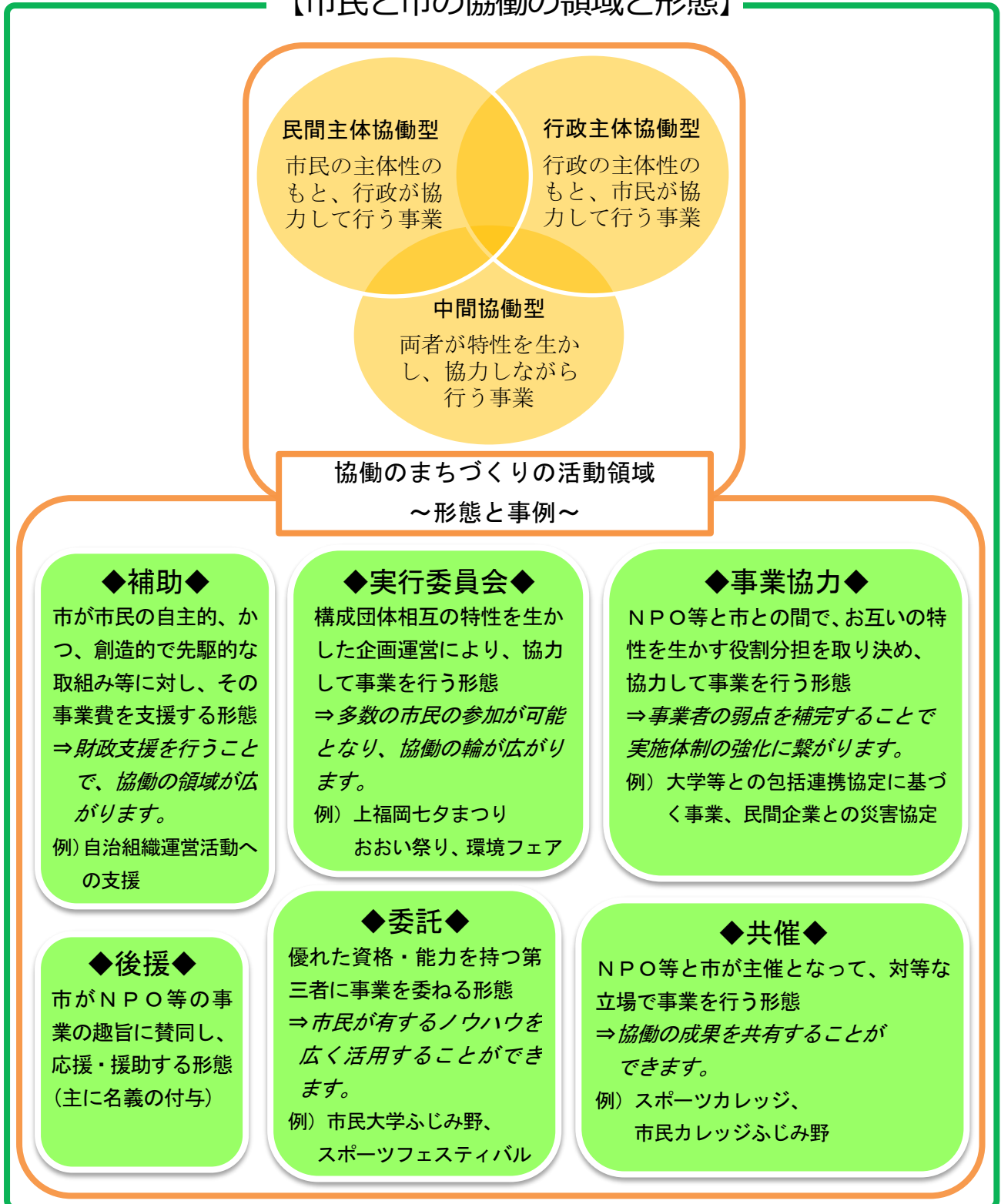


(4) 協働の活動領域と形態

市民と市はあらゆる領域で協働の関係にあるわけではなく、独自に活動する領域を持っています。協働のまちづくりの活動領域の中で、事業内容や担い手を考慮して、最も効果的な方法や適切な協働の形態を選択しますが、協働するにあたっては、万が一の場合に備え、お互いに安全対策に万全を期す必要があります。

協働の領域と形態は、次の図のとおりです。

【市民と市の協働の領域と形態】



4 協働のまちづくりの推進に向けた今後の方針

本市の現状や課題及びふじみ野市自治基本条例の趣旨を踏まえ、協働のまちづくりを4つの方針を柱に推進していきます。



(1) 意識啓発と相互理解の推進

協働のまちづくりを推進するためには、市民と市が地域の課題について共通理解を深め、お互いができることは何かを考え行動することができるように、意識啓発や相互理解の推進を一層図ります。

①職員の意識改革と能力向上

- ・市職員に対し、協働のまちづくりの必要性や重要性を理解するための研修を実施し、一人ひとりの意識改革及び能力の向上を図り、地域への参加を促進することで市民との相互理解を深めるようにしていきます。

②市民の意識の醸成

- ・協働には、自分たちの地域は自分たちでつくるという姿勢が必要です。そのために、市民一人ひとりが身近な地域活動やまちづくりの課題解決に自主的に関わっていきこうという意識の醸成を図るとともに、市民同士の相互理解を図るための取り組みを進めます。

(2) 情報の共有化の推進

市民が協働のまちづくりに必要な情報を多様な手段で入手し、協働の主体同士が地域課題の解決を図ったり、魅力ある地域づくりに向けて高い効果が発揮できるように、お互いの持てる資源（人材、特性、資金、情報、ネットワークなど）を幅広く活用できるための環境づくりを充実します。

①広報、ホームページ、SNS等による情報公開の推進

- ・広報やホームページ、SNSや民間のポータルサイトなど、多様な情報発信手段等を活用して、協働に関する情報や市民の地域活動に関する情報などを分かりやすく入手できるようにします。

※SNS=ソーシャル・ネットワーキング・サービス(フェイスブック・ツイッターなど)

②情報の交流・ネットワークづくりの推進

- ・市民活動団体同士が幅広く交流し活動を広げられるように、様々な分野の市民活動団体が登録し、協働に関する情報が集まる市民活動支援センターの情報機能を充実させるとともにコミュニティ施設等との連携を強化し、縦（同分野）だけではなく横（異分野）のネットワークづくりを推進します。

(3) 協働の主体との連携・強化

①持続可能な自治組織づくりの推進

- ・地域を担う自治組織に、若い世代から高齢者まで幅広い年代の住民が参加し、魅力ある地域活動が展開できるように、積極的に住民の加入促進を図るとともに、地域に開かれた持続可能な組織体制づくりを進めます。

②幅広い協働のまちづくりの主体との包括連携の推進

- ・市は、近隣大学等の教育機関、広く専門的な知識と技術を持つ市民活動団体や民間企業等と、福祉、健康、教育、文化・スポーツ、環境、産業振興、地域コミュニティなど幅広い分野での連携協力を推進します。

(4) 協働の推進体制の整備

協働のまちづくりを推進する体制として、相談・協議・支援等の機能の充実を図ります。

①全庁的な推進体制の構築を図るための市のコーディネート機能の充実

- ・市民が主体的に協働のまちづくりに参加できるように、市の相談窓口のコーディネート機能を充実させ、全庁的な推進体制の構築を図ります。

②「ふじみ野市協働のまちづくり推進隊」及び「ふじみ野市協働のまちづくり庁内推進委員会」の機能充実

- ・市民の参加と協働を推進するための協議を進める場として、市民との協議機関である「ふじみ野市協働のまちづくり推進隊」及び庁内で組織する「ふじみ野市協働のまちづくり庁内推進委員会」の機能の充実を図ります。

③支援拠点の運営体制の充実

- ・市民による主体的な活動の推進や協働のまちづくりを効果的に進めていくため、市民活動団体の支援拠点である市民活動支援センターの機能強化と運営体制の充実をはかります。

④新たな協働の仕組みづくり（モデル化）の推進

- ・市民の地域課題への関心や自主的な活動への参加意欲を高め、市民が一体となって地域で活躍できる場や機会を共有するため、市民による学びの場である「市民大学ふじみ野」をはじめ、新たな協働のモデル的事業を積極的に展開し、協働のまちづくりを支える多様な主体を支援していきます。